

一般社団法人日本交通科学学会倫理委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本交通科学学会（以下「本学会」という）は、学会会員（以下「会員」という）が学会活動を行うにあたって、必要とされる倫理的問題について、学会としての見解を示し、交通科学研究の健全な発展に貢献することを目的として、倫理委員会を置く。

(審査事項)

第2条 倫理委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 本学会が関与する研究の倫理審査
- (2) その他重要な倫理的事項

(研究倫理審査)

第3条 本学会が関与する研究を対象として、研究計画書、その変更等の倫理的妥当性及び科学的合理性の両面から審査し、判定、通知する。申請の書式等は、別途定めるものとする。（様式1）

ただし、人を対象に含む研究については、以下の内容に該当するものに限る。

- (1) 侵襲および介入を伴わない研究
- (2) 軽微な侵襲を伴うが介入を伴わない研究

注：「軽微な侵襲」とは、例えば、採血を含む研究や匿名での回答の配慮がなされていないアンケート調査等で、「侵襲」とは、例えば、薬物投与を伴う研究、心的外傷に触れる質問等、「介入」とは、例えば、診断・治療の選択や行動の制限を伴う研究等で、侵襲や介入を伴う研究課題を審査の対象としない。

(組織)

第4条 委員長は、理事長が理事から任命する。委員長が、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員は、委員長が必要と認めた会員で構成され、理事会が承認する。ただし、1名は外部の有識者を含むものとする。

(運営)

第5条 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。審査に対する判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

2. 委員長は、審査申請書を受理したときは、速やかに審査を開始し、申請者に

通知するものとする。委員長は、必要に応じて申請者を委員会に出席させて発言を求めることができる。ただし、申請者は、審査の判定に加わることはできない。

3. 判定は、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 審査対象外

4. 申請者は、審議で承認された実施計画や自己申告書を変更するときは、その変更について、改めて委員会の承認を受けなければならない。

5. 委員長は、委員会の開催及び審査の結果について、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(倫理審査に関する事務)

第6条 倫理審査に関する事務は、本学会事務局が主管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、倫理委員会が審議を行い、理事会の決議を経て改廃できる。

附則

1. この規程は、2023年10月23日から施行する。